特定非営利活動法人 北海道科学活動ネットワーク定款（抜粋）

第１章　総則

（名　称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人 北海道科学活動ネットワークという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条　この法人は、道民に対して科学・技術及び環境保全の啓発と関心を高めるため、科学・技術及び環境保全の振興活動、普及活動並びに指導者の人材育成などに関する事を行うことにより、北海道の科学・技術の発展及び環境保全を促進し、豊かな道民生活の向上に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）社会教育の推進を図る活動
（２）まちづくりの推進を図る活動
（３）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
（４）環境の保全を図る活動
（５）子供の健全育成を図る活動
（６）情報化社会の発展を図る活動
（７）科学技術の振興を図る活動
（８）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事　業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）特定非営利活動に係る事業
　(1)　科学・技術及び環境保全の啓発に関する事業
　(2)　科学・技術及び環境保全の関連団体が行なう活動支援事業
　(3)　科学・技術及び環境保全の調査・研究・開発事業
　(4)　科学・技術の指導者養成・交流に関する事業
　(5)　科学・技術及び環境保全の情報提供並びに活動の場を提供する事業
　(6)　その他の科学・技術及び環境保全に関する事業
（２）その他の事業
　(1)　物品の販売に関する事業
　(2)　役務の提供に関する事業

２　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

第３章　会員

（種　別）

第６条　この法人の会員は次の４種とし､正会員をもって特定非営利活動促進法(以下｢法｣という。）上の社員とする。

（１）正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体（以下、正会員たる個人を「個人正会員｣、正会員たる団体を「団体正会員」といい、両者を統合して「正会員」という。）

（２）賛助会員　この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体（以下、賛助会員たる個人を「個人賛助会員｣、賛助会員たる団体を「団体賛助会員」といい、両者を統合して「賛助会員」という。）

（３）名誉会員　この法人に特に功労のあった者で、総会で推薦された者

（４）特別会員　この法人の趣旨に賛同し、かつ理事長が必要と認める行政機関及び学識経験者等

（入　会）

第７条　正会員、賛助会員及び特別会員の資格については、前条に掲げるもの以外には特に定めないものとする。

２　正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び年会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

２　賛助会員は入会金を免除する。

３　名誉会員及び特別会員は入会金及び会費を免除する。

（会員の資格の喪失）

（退　会）

第10条　会員は、別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

第５章　総会

（構　成）

第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（開　催）

第24条　通常総会は、毎年１回開催する。

（議　決）

第28条　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された資産

（２）入会金及び会費

（３）寄付金品

（４）財産から生じる収入

（５）事業に伴う収入

（６）その他の収入

（資産の区分）

第40条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他事業に係る資産の２種とする。

（資産の管理）

第41条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業報告及び決算）

第48条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第49条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。